

大阪府災害等応急対策実施要領

平成30年9月改訂

大 阪 府

目 次

第1章 総 則	P1
第1節 目 的	P1
第2節 対 象	P1
第3節 災害対策本部等の各部各班	P2
第4節 職員の配備体制	P2
第5節 災害等時における職員の服務	P2
第2章 活動体制の確立	P3
第1節 組織動員	P4
第1 組織体制	P4
1 防災・危機管理警戒体制の活動	P4
2 防災・危機管理指令部の活動	P6
3 防災・危機管理警戒本部の活動	P9
4-1 災害対策本部の活動	P13
4-2 現地災害対策本部の活動	P16
4-3 大阪府防災会議の運営	P18
4-4 震災応急対策連絡会議の設置及び運営	P18
5 災害対策本部等の事務局体制	P20
6 災害対策本部各班の事務分掌	P23
7 各部局の主な応急対策業務等	P37
8 出先機関等の体制及び事務分掌	P54
第2 動員配備体制	P55
1 知事等の緊急登庁	P55
2 動員体制の整備	P55
第2節 自衛隊の派遣要請	P69
第1 派遣要請	P69
第2 派遣部隊の誘導及び受入れ体制	P70
第3 派遣部隊の撤収要請	P70
第3節 府内消防の相互応援及び緊急消防援助隊の派遣要請等	P71
第1 府内消防の相互応援	P71
第2 緊急消防援助隊の派遣要請	P72

第1章 総 則

第1節 目 的

この要領は、大阪府地域防災計画に記載されている災害応急対策に係る府の災害等応急対策活動に関する事項を定め、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害等から保護することを目的とする。

第2節 対 象

1 災害等

この要領が対象とする事象は、災害対策基本法その他関係法令及び大阪府地域防災計画（「防災計画」）、大阪府危機管理対応指針（「対応指針」）に定める次の災害等とする。

- (1) 地震災害
- (2) 津波災害
- (3) 風水害
- (4) 台風（府域に影響を及ぼす恐れのあるもの）
- (5) 海上災害
- (6) 航空災害
- (7) 鉄道災害
- (8) 道路災害
- (9) 危険物等災害
- (10) 高層建築物、地下街及び市街地災害
- (11) 林野火災
- (12) 竜巻災害
- (13) 危機事象

2 災害等応急対策実施組織

府域において、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、府が設置し、応急対策活動を実施する組織で、この要領が対象とするものは、次に掲げるものとする。

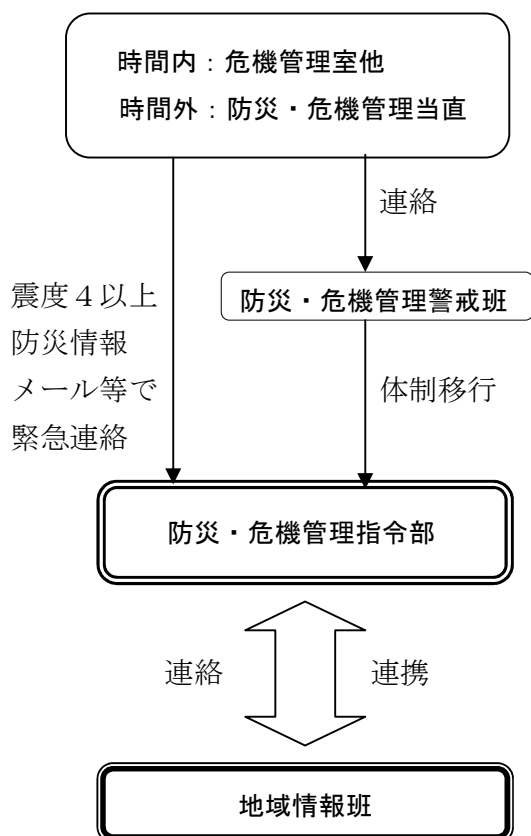
- (1) 防災・危機管理警戒班（「警戒班」）
- (2) 防災・危機管理指令部（「指令部」）
- (3) 防災・危機管理警戒本部（「警戒本部」）
- (4) 災害対策本部（「災対本部」）
- (5) 現地災害対策本部（「現対本部」）

2 防災・危機管理指令部の活動

(1) 防災・危機管理指令部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：関係部局室・課

危機管理監は、災害等が発生した場合又は府域において震度4を観測した場合には直ちに、その他の場合には必要に応じて大阪府防災・危機管理指令部（以下「指令部」という）を設置し、災害等応急対策の検討を行う。



① 活動基準

ア 府域において震度4を観測したとき（自動参集）
イ 次の情報を受信した場合で、指令部長が活動を必要と認めたとき

- ・ 気象警報、**台風情報（府域に影響を及ぼすもの）**
- ・ 津波予報区「大阪府」の津波注意報
- ・ 集中豪雨等により局地的な災害が発生したとき
- ・ 府等が設置する雨量計で24時間雨量予測が200mmを超えるとき
- ・ 府域及びその周辺において、大規模な事故等発生の情報を受信したとき

ウ **府域に台風が上陸することが予想されるとき（府域への最接近予測時刻の3時間前までに活動開始）**

② 解除基準

- ・ 災害発生のおそれが解消したとき
- ・ 災害応急対策が概ね完了したとき

③ 指令部の組織

- ・ 部長 危機管理監
- ・ 副部長 危機管理室長、危機管理センター長
- ・ 部員 関係課長（防災企画課長、災害対策課長、消防保安課長、政策企画総務課長、企画室政策課参事、戦略事業室事業推進課長、戦略事業室空港・広域インフラ課長、財政課長、法務課長、人事課長、庁舎管理課長、府民文化総務課長、IR推進局企画課長、福祉総務課長、健康医療総務課長、医療対策課長、商工労働総務課長、環境農林水産総務課長、みどり推進室森づくり課長、農政室整備課長、水産課長、都市整備総務課長、事業管理室事業企画課参事、道路環境課長、河川環境課長、港湾局経営振興課長、住宅まちづくり総務課長、会計総務課長、教育総務企画課長）

なお、災害等の態様に応じ指令部員を限定又は追加して、指令部会議を開催する。指令部会議の構成は**別表1**のとおりとする。

④ 参集場所

- ・大手前に勤務する指令部員については、新別館北館 1F 災害対策本部会議室
 - ・咲洲庁舎に勤務する指令部員については、咲洲庁舎 20F 共用会議室（海側）
- ただし、時間外に災害等が発生した場合で、大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、災害対策本部会議室に参集する。
- なお、港湾局経営振興課長の参集場所は災害対策本部会議室とする。

⑤ 指令部会議の開催

指令部長は、活動基準に該当すると認めたときは、速やかに、指令部副部長、指令部員を招集して、指令部会議を開催し、次の事務を実施する。

⑥ 会議の内容

- ア 災害原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析
- ・地震・気象情報等、・市町村からの情報、・消防、警察等からの情報
 - ・被害が甚大又は甚大と予測される市町村への府災害支援緊急対応チームの派遣
- イ 消防、警察、自衛隊等防災関係機関との連絡調整
- ・緊急消防援助隊への応援要請準備、・関西広域連合への応援要請準備
 - ・警察災害派遣隊への応援要請の状況確認、・自衛隊への災害派遣等の要請準備
- ウ 職員の配備体制
- ・本庁、出先機関の職員配備体制の検討・準備
 - ・災対本部等への関係機関の連絡員派遣要請の準備
- エ 府民への広報及び報道機関との連絡調整
- ・府広報媒体を活用した広報の準備、・報道機関への情報提供
- オ 警戒本部、災対本部の設置の必要性の検討等
- ・知事、副知事への連絡（状況に応じ、知事の登庁手段の確保）
 - ・各部連絡責任者等への連絡
- カ 警戒本部、災対本部が設置されたときの当該本部事務局の運営

(2) 地域情報班の活動

主たる担当：土木事務所地域防災監、関係室・課：関係出先機関

警戒班における地域情報班の活動に同じ（5頁参照）。

ただし、

- ①開始基準に・府域(対象地域)において震度4を観測したとき（自動設置）
- ・津波予報区「大阪府」に津波注意報が発表されたとき
- ③対象に・地震の場合、震度4を観測した市町村を管内に有する土木事務所
- ・津波の場合、注意報が発表された沿岸市町を管内に有する土木事務所

を追加する。

別表1 防災・危機管理指令部会議の構成

			自然災害					事故・事件等								その他		
			地震	津波	風水害	台風	竜巻	海上	航空	鉄道	道路	危険物	地下街火災	高層建築物	林野火災	危機事象	国民保護	原子力災害
1	部長	危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	副	危機管理室長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	部長	危機管理センター長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	部員	防災企画課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5		災害対策課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6		消防保安課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7		政策企画総務課長	○			○	●								●	○		
8		企画室政策課参事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9		戦略事業室事業推進課長				○	●										○	
10		戦略事業室空港・広域ｲﾝﾌﾗ課長				○	●		○									
11		財政課長				○	●								●	○		
12		法務課長				○	●								●	○		
13		人事課長	○			○	●								●	○		
14		庁舎管理課長	○			○	●								●	○		
15		府民文化総務課長				○	●								●	○		
16		I R 推進局企画課長				○	●								●	○		
17		福祉総務課長				○	●								●	○		
18		健康医療総務課長				○	●								●	○		
19		医療対策課長	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	
20		商工労働総務課長				○	●								●	○		
21		環境農林水産総務課長				○	●								●	○		
22		みどり推進室森づくり課長	○		○	○	●							○				
23		農政室整備課長	○		○	○	●											
24		水産課長		○	○ (高潮)	○	●	○										
25		都市整備総務課長				○	●								●	○		
26		事業管理室事業企画課参事	○	○	○	○	●	○		○	○							
27		道路環境課長	○	○	○	○	●			○	○				●	○		
28	河川環境課長	○	○	○	○	●												
29	港湾局経営振興課長		○	○ (高潮)	○	●	○											
30	住宅まちづくり総務課長				○	●								●	○			
31	会計総務課長				○	●								●	○			
32	教育総務企画課長				○	●								●	○			

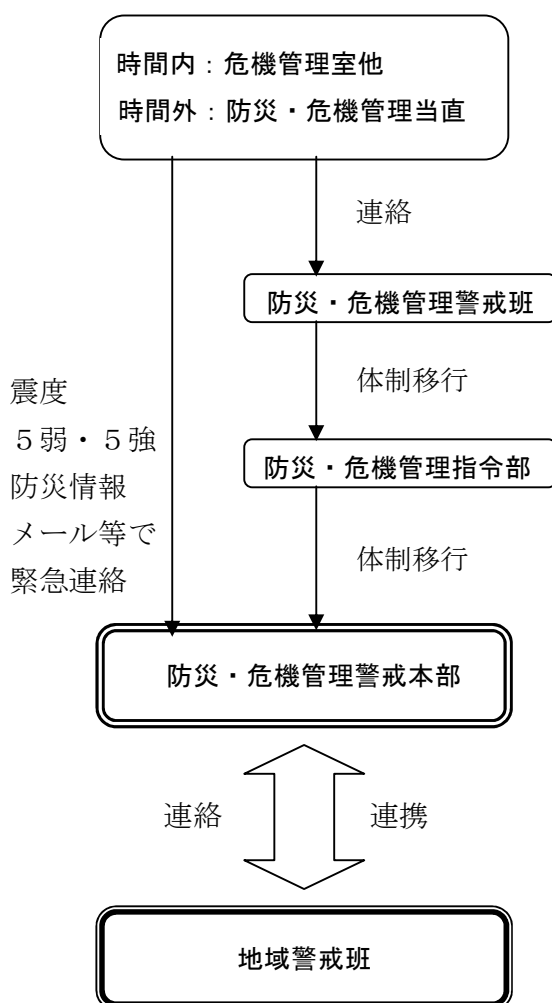
※●印は状況に応じて招集する。

3 防災・危機管理警戒本部の活動

(1) 防災・危機管理警戒本部の活動

主たる担当：危機管理室、関係室・課：全部局室・課

知事は、次の設置基準に該当する場合には、大阪府防災・危機管理警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置する。また、指令部長は、その旨を各部連絡責任者に通知する。



① 設置基準

- ・災害等の発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき
- ・指令部が災害等の情報により、災害等が発生したと判断したとき
- ・府域において、震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動設置）
- ・台風が府域に上陸し、かつ、被害の発生が予測される時
- ・津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき
- ・津波による災害の発生が予測され、対策を要すると認められるとき
- ・指令部が災害等の情報により、府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき
- ・東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき
- ・その他知事が必要と認めたとき

② 廃止基準

- ・災害等発生のおそれが解消したとき
- ・災害応急対策がおおむね完了したとき
- ・災害対策本部が設置されたとき
- ・東海地震に係る警戒解除宣言の発令を認知したとき
- ・その他知事が認めたとき

③ 警戒本部の組織

・本部長 知事

ただし、災害等の状況により、副知事を本部長とすることができる。

・副本部長 副知事①～③、危機管理監④

ただし、当該事象の担当副知事（他の副知事は出席を要しない）を本部長とした場合は、危機管理監のみを副本部長とすることができる。

・本部長 政策企画部長、報道監、危機管理室長⑤、総務部長、財務部長、府民文化部長、I R推進局長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長

※○数字は本部長の代理順序

④ 参集場所

・大手前に勤務する本部員については、新別館北館 1F 災害対策本部会議室

・咲洲庁舎に勤務する本部員については、咲洲庁舎 20F 共用会議室（海側）

ただし、時間外に災害等が発生した場合で、大阪府に（大）津波警報が発表されている場合は、災害対策本部会議室に参集する。

⑤ 警戒本部会議の開催

警戒本部の所掌事務について方針を策定し、それを実施するため、本部長は、必要の都度、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

ただし、本部長は災害等の状況に応じ、会議の構成員を限定することができる。

また、本部長は、指令部員及び各部連絡責任者を会議に出席させることができる。

なお、警戒本部会議の構成は、別表2のとおりとする。

⑥ 警戒本部会議の内容

ア 災害原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析結果の確認

・地震・気象情報等、・市町村からの情報、・消防、警察等からの情報

・市町村へ派遣された府災害支援緊急対応チームからの報告

イ 職員の配備体制

・本庁、出先機関の職員配備体制の決定、・関係機関の配備体制の確認

ウ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整

・緊急消防援助隊の応援要請の検討、・関西広域連合への応援要請の検討

・警察災害派遣隊への応援要請の状況確認、・自衛隊への災害派遣等要請の検討

エ 府民への広報及び報道機関との連絡調整

・府広報媒体を活用した広報の実施、・報道機関への情報提供

オ 災対本部の設置

・各部連絡責任者等への連絡、・災対本部への移行

カ その他緊急に実施を要する災害応急対策の決定

(2) 地域警戒班の活動

主たる担当：土木事務所地域防災監、関係室・課：関係出先機関

土木事務所地域防災監は、次の設置基準に該当する場合は、地域警戒班を設置する。

なお、具体的な活動内容は、各地域防災マニュアルによるものとする。

① 設置基準

- ・府域において震度5弱・5強を観測したとき (自動設置)
- ・警戒本部が設置されたとき
- ・その他当該土木事務所地域防災監が必要と認めたとき

② 廃止基準

- ・地域連絡部が設置されたとき
- ・その他当該土木事務所地域防災監が認めたとき

③ 対 象

- ・地震・津波においては、全土木事務所
- ・風水害においては、警報が発表された気象台の二次細分区域又は被害が発生している市町村を管内に有する土木事務所
- ・危機事象等の場合、事象が発生した市町村を管内に有する土木事務所及び前記に隣接する土木事務所

④ 組 織

- ・班 長 土木事務所地域防災監又は土木事務所地域防災監の指名した職員
- ・班 員 土木事務所主査及び府民センタービル内出先機関職員又は土木事務所地域防災監の指名した職員
- ・支援要員 緊急防災推進員（地震の場合のみ）

⑤ 活動内容

- ・府民センタービルの被害把握
- ・管内市町村防災体制の把握
- ・管内市町村の被害状況・気象実況等の収集 など

別表2 防災・危機管理警戒本部会議の構成

			自然災害					事故・事件等							その他
			地震	津波	風水害	台風	竜巻	海上	航空	鉄道	道路	危険物	高層建築物 地下街 火災 災害物	林野火災	危機事象
1	本部長	知事	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	副本部長	副知事(危機管理担当)	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●
		副知事	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3		副知事	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3		危機管理監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	本部長	政策企画部長	○			○	●		○						●
5		報道監	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		危機管理室長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		総務部長	○			○	●								●
8		財務部長	○			○	●								●
9		府民文化部長	○			○	●								●
10		I R推進局長					●								●
11		福祉部長	○			○	●								●
12		健康医療部長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
13		商工労働部長	○			○	●								●
14		環境農林水産部長	○	○	○	○	●	○						○	●
15		都市整備部長	○	○	○	○	●	○		○	○				●
16		住宅まちづくり部長	○			○	●								●
17		会計管理者	○				●								●
18	教育長	○			○	●								●	

※●印は状況に応じて招集する。

7. 各部署の応急対策業務等

(1) 基本姿勢

- ◎職員の安全を確認、要員を確保しつつ、全庁挙げた災害応急対策活動を開始する。
- ◎発災後3日までは人命救助に関する業務を最優先する。
- ◎全職員は、災害対策本部の指揮の下「自分がやらねば、誰がやる」の精神で活動する。

(2) 定義

災害応急対策業務とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、府の総力をもって関係機関と連携し、府民の人命確保を最優先に行うものである。

また、被災者の気持ちに寄り添うことを基本に、きめ細やかな対応により、次の災害復旧・復興段階に繋げるまでの府民生活を支援する業務をいう。

(3) 応急対策業務の実施期間の設定

本要領では、災害発生後1ヵ月間を対象期間の目安とする。

その時間区分について、以下のとおり0～6フェーズに分ける。

フェーズ	時間区分	考え方
第0フェーズ (台風を対象)	府域への最接近予測 時刻の3時間前まで	台風接近（府域上陸前）に備えた予防措置 防災・危機管理指令部の設置及び指令部会議の開催
第1フェーズ	災害発生から 発災後3時間まで	発災後、迅速な体制の確立とともに、府民に対し避難情報など緊急情報の確実な発出と、応援機関に対する速やかな救助要請の伝達などを最優先する。 また、災害対策本部会議を通じて、全庁の情報共有と対応方針の統一を図る。
第2フェーズ	発災後24時間 まで	迅速かつ円滑な救出・救助活動を行うため、人命確保を最優先した被害情報の収集と各機関への提供及び交通路等の確保と二次災害を防ぐ活動を実施する。
第3フェーズ	発災後72時間 まで	発災後72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、確保しうるマンパワーを人命確保にかかわる業務に最大限投入する。
第4フェーズ	発災後1週間まで	避難者は発災直後のショック状態を脱しつつも、多様なニーズの発生が予測される。 避難者のQOL確保を優先業務とする。
第5フェーズ	発災後2週間まで	ライフラインなど社会フローシステムの復旧が始まり、府民は生活の再建を意識し行動し始める。 避難者のQOLを優先しつつ、生活再建に向けた動きを開始する。
第6フェーズ	発災後1ヶ月まで	災害発生後の非常体制から復旧・復興に向けた体制に変更する時期となる。応急対策業務は概ねこの時期までに完了させる。以降、中長期的視野で復旧・復興を進めていく。

第2 動員配備体制

主たる担当：危機管理室、秘書課、人事課、関係室・課：全部局室・課

1 知事等の緊急登庁

(1) 知事

秘書課長は、本庁舎以外の場所にいる知事が公用車等によっては迅速に登庁できないと認めるときは、災害対策課長に搬送を要請する。

災害対策課長はその要請に応じて府警本部に対し、搬送の協力を依頼する。

(2) 災对本部員・指令部員等

本庁舎以外の場所にいる災对本部員・指令部員等は、府域において震度5弱以上の震度を観測したとき、又は災害等発生の情報入手し、重大な人的、物的被害の発生を認めるときは、自宅又は災害対策要員公舎（本庁舎から徒歩30分圏内）などから、直ちに登庁する。

2 動員体制の整備

(1) 配備基準

知事（災害対策課長）は、原則として、次の基準に基づき、職員的安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

配備体制	配備基準
非常1号配備 (防災・危機管理指令部)	1 災害等発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき 2 府域に台風が上陸することが予想され、防災・危機管理指令部を設置したとき 3 府域において震度4を観測したとき（自動配備） 4 府域及びその周辺において災害等となるおそれがある大規模な事故等発生の情報により、通信情報活動の必要があるとき
非常2号配備 (防災・危機管理警戒本部)	1 指令部が災害等の情報により災害等が発生したと判断したとき 2 府域において震度5弱又は震度5強を観測したとき（自動配備） 3 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき
非常3号配備 (災害対策本部)	1 指令部が災害等の情報により大規模な災害等が発生したと判断したとき 2 府域において震度6弱以上の震度を観測したとき（自動配備） 3 指令部が災害等の情報により府域及びその周辺において社会的影響が大きいと認められる程度の大規模な事故等による災害等が発生したと判断したとき 4 府域に特別警報（大津波警報含む）が発表されたとき

(3) 勤務時間外における動員体制等

勤務時間外に、府域において震度4を観測したときは非常1号配備が、また、震度5弱・5強を観測したときは非常2号配備が、震度6弱以上の震度を観測したときは非常3号配備が自動的に指令されたものとし、配備職員は直ちに、自らが所属する勤務場所へ参集する。

ただし、府域に震度5弱以上の震度を観測したとき、緊急防災推進員（表1-「緊急防災推進員配備職員数」）及び各部で参集場所が決められている職員は、あらかじめ指定された参集場所に参集するものとし、それ以外の職員については、できる限り自らが所属する勤務場所へ参集するものとするが、交通機関等の途絶により自ら所属する勤務場所に参集することが困難となった場合、非常参集場所（表2-「非常参集場所一覧」）に参集する。（参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩で20km圏外、自転車で40km圏外に居住している場合とする。）

また、時間外に災害等が発生した場合で、大阪府に（大）津波警報が発表されている場合、咲洲庁舎勤務の職員は、原則として大手前（非常参集場所）に参集するものとする。

なお、あらかじめ参集する場所を指定されている職員（災対本部員、指令部員、各部連絡責任者、災対本部地域連絡部員、災対本部事務局職員、緊急防災推進員等）には、補完的におおさか防災情報メールにより緊急連絡を行うものとする。

表1－「緊急防災推進員配備職員数」

配備場所	人数	業務内容
府庁本庁舎 (大手前)	60名	警戒本部・災对本部事務局のサポート等
府民センタービル	105名 (15名×7箇所)	地域情報の収集・伝達 避難者対応等
広域防災拠点	30名 (10名×3箇所)	施設等被害の確認 備蓄物資搬出入等
後方支援活動拠点	50名 (10名×府営公園等5箇所)	消防・警察・自衛隊の応援派遣部隊等の受入、避難者対応等
市町村庁舎	172名 (4名×43市町村)	被害情報、救援要請予測情報の収集、防災情報端末の代行入力等
合計	417名	

※ 緊急防災推進員とは、府災对本部及び府の災害対策主要施設における初動体制の迅速な確立をはじめ、市町村の被害状況及び対策状況等の収集・伝達による府の災害応急対策の円滑な実施を期するため、勤務時間外に府域で震度5弱以上の震度を観測したとき、自宅から、府庁本庁舎、府民センタービル、広域防災拠点、後方支援活動拠点、市町村庁舎に徒歩又は自転車で60分以内に参集可能な職員の中から知事があらかじめ指名した者をいう。